## 議会議案第1号

東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書

去る3月11日午後に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれにより発生した 大津波により亡くなられた方々とその御遺族に対して、深く哀悼の意を表する とともに、行方不明となっている多くの方々が早期に救出されることを願い、 負傷された方々をはじめとする全ての被災者に対し、心からお見舞い申し上げ るものである。

今回の地震は、世界最大級の巨大地震であり、かつ大津波が発生したことから、被害は甚大で、東北、関東地方を中心に広い範囲で数多くの尊い人命と貴重な財産を奪い、交通網やライフラインなどを破壊し、都市の機能や地域経済も壊滅的打撃を受けている。

こうした中、人命救助を最優先し、被災された方々の窮状を一刻も早く解消 することが、今求められる緊急の課題となっている。

よって、国におかれては、被災者の救済を速やかに進め、地震、津波、原発 事故等による被害の拡大を最小限にとどめるとともに、被災地の復旧・復興対 策について、財政的支援をはじめ、新たな立法措置など万全の措置を講じられ るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

#### 平成23年3月16日

衆議院議長 議院議 参 長 内閣総理大臣 総 務 大 臣 財 務 大 臣 文 部 科 学 大 臣 厚生労働大臣 農林水產大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環 境 大 臣 内閣府特命担当大臣(防災) 国家公安委員会委員長 内閣官房長官

あて

# 森林・林業活性化施策を求める意見書

地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対する関心や期待は、かつてなく高まっている。京都議定書で日本が約束した森林吸収源による二酸化炭素排出量の3.8%(1,300万炭素トン)削減目標を達成するためにも、間伐等の適切な森林整備や再生産可能な資源である木材の利用拡大が求められている。

しかしながら、2008年のリーマンショックを端緒とする世界的な経済不況によって、日本経済はかつてない深刻なデフレと長期不況から脱せられないでいる。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に促進し、森林が持つ多面的な機能を維持するためには、「森林・林業再生プラン」に基づいて国有林や民有林の長期展望を定め、森林施業の集約化や路網の整備などで利用間伐を進めることにより、林業・木材産業の振興及び山村・中山間地域の活性化を図ることが重要である

よって、国におかれては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 公共建築物木材利用促進法に基づく支援の強化や再生可能エネルギーの全 量買い取り制度の実現、森林整備加速化・林業再生事業基金の平成24年度以 降の延長などによる木材利用拡大対策の充実を図ること。
- 2 持続可能な森林経営の確立に向け、間伐等の森林整備や路網整備の推進、 担い手の育成確保対策の強化を図るなど、森林整備への助成を充実すること。
- 3 森林所有者の自助努力による整備が困難な条件不利な森林に対する公的な 支援措置を講ずること。また、国民共有の財産である国有林について、公益 的機能の一層の発揮を図るとともに、我が国の森林・林業政策の推進に貢献 するため、国による一体的かつ安定的な管理運営体制の確立を図ること。
- 4 国土の保全及び我が国の安全保障の観点から、外国資本などによる森林・土地の売買の規制や適切な管理体制を構築するための法整備などの対策を強化すること。
- 5 森林整備法人(都道府県林業公社等)の円滑な森林整備を推進するための 地方財政及び金融措置を含む支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月16日

衆議長長長長長長EEEEた大大大大大上EEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEEE

あて

## 議会議案第3号

看護師等大幅増員と夜勤制限で安全・安心の 医療・介護の実現を求める意見書

長寿世界一を誇る日本の医療は、長年にわたる社会保障費抑制政策のもとで、 医師、看護師などの懸命な努力によって支えられてきた。

しかし、医療現場は、長時間・過密労働に加え、医療技術の進歩や、医療安全への期待の高まりなどで、看護職員などの労働環境は厳しさを増し、離職者も多く深刻な人員不足で、努力だけでは限界にきている。

安全・安心の医療・介護実現のために、看護師など夜勤交替制労働者の大幅 増員と労働条件の抜本的改善は不可欠であり、医療・社会保障予算を先進国並 みに増やし、国民が安心して暮らしていける制度が求められている。

よって、国におかれては、安全・安心の医療・介護の実現へ、下記の対策に 取り組まれることを強く要望する。

記

- 1 看護師などの夜勤交替制労働者の勤務条件の改善を図ること。
- 2 医療・社会保障予算を先進国(OECD加盟国)並みに増やし、医師、看 護師、介護職員等を大幅に増やすこと。
- 3 国民(患者・利用者)の負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月16日

衆議院議長院議茂理大大財財大大大長財財財財大大長財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財財</th

## 議会議案第4号

公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書

本格的な高齢社会を迎えたことで、高齢者が安心して生活を送りながら、社会・経済活動にも積極的に参加できる社会の構築がますます求められている。

また、障害者が必要なサービスを享受しながら、自立し、安心して暮らすためにも、公共施設等のバリアフリー化が喫緊の課題である。

政府は、これまで平成18年制定の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(いわゆるバリアフリー新法)に基づき、1日の平均利用者数が5,000人以上の鉄道駅やバスターミナル等について、平成22年末までに全てバリアフリー化することを目標に取り組みを進めてきた。

しかしながら、例えば鉄道駅のバリアフリー化の進ちょく率は、約77%(平成22年3月末現在)にとどまっている。

よって、国におかれては、新たな政府目標を定めた上で、政府、地方公共団体及び事業者の連携強化を図りつつ、地域のニーズに対応した公共交通機関のバリアフリー化を更に推進するため、下記の項目の実施を強く要望する。

記

- 1 新たな政府目標を早急に定め、地方公共団体及び事業者の理解を得るよう 周知徹底に努めること。
- 2 市町村によるバリアフリー基本構想の作成が更に進むよう、未作成地域を 中心に、実効性のあるよりきめ細かい啓発活動を行うこと。
- 3 地方公共団体の財政状況に配慮し、補助等の支援措置を充実すること。
- 4 特に、鉄道駅のホームにおける転落防止効果が期待されるホームドア(可 動式ホーム柵)設置に関する補助を充実すること。
- 5 障害者や要介護者などの福祉輸送ニーズに対応した福祉タクシーやノンス テップバスの普及に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 平成23年3月16日

衆参内総厚国内議議世大院理大財務労交官長世上上日日

## 議会議案第5号

# 若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書

今春卒業見込みの大学生の就職内定率は、昨年12月1日時点で68.8%にとどまり、調査を開始した1996年以降、最悪となった。日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても、大変憂慮すべき事態である。

景気低迷が長引く中、大企業が採用を絞り込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が強く、一方、採用意欲が高い中小企業には人材が集まらないといった、いわゆる雇用のミスマッチ(不適合)が就職内定率低下の要因の一つと考えられる。政府は、こうした事態を深刻に受け止め、今こそ若者の雇用対策をさらに充実させるべきである。

特に、都市部で暮らす学生が地方の企業情報を求めても、地方に所在する多くの中小企業は資金的余裕がないなどの理由で、事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されている。若者の雇用確保と地元企業の活性化のためにも、自治体が行う中小企業と学生をつなぐ「マッチング事業」に積極的な支援が必要と考える。

よって、国におかれては、雇用のミスマッチの解消をはじめとする若者の雇用対策を充実させるため、下記の事項について、早急に決定・実施するよう強く要望する。

記

- 1 人材を求める地方の中小企業と学生をつなぐための「マッチング事業」に 自治体が積極的に取り組めるよう支援すること。
- 2 都市と地方の就職活動費用の格差是正とともに、どこでも情報を収集できるよう就活ナビサイトの整備等を通じて、地域雇用の情報格差を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月16日

衆 議議 院議 院議 院議 院選 大表 臣臣 臣臣臣臣官

## 議会議案第6号

中学校社会科地図帳の内容を適切な記述に 是正するよう求める意見書

中等教育課程において、日本と諸外国の関係を適切かつ正確に指導していくことは、子どもたちが今後我が国の一層の国際化に対応し、国際社会における我が国の立場を理解していく上で重要であり、教育現場における教材はそのかなめとなるものである。とりわけ我が国を取り巻くアジアの成り立ちと現状を正しく伝えていくことは重要視されなければならない。

現在、中学校社会科で使用されている地図帳には、中国と台湾の関係について正確とは言えない記述がある。例えば、ある地図帳にはかつて我が国の領土であった台湾について、「1945年に中国へ返還」という記述がなされているが、我が国は1951年のサンフランシスコ平和条約によって台湾に関する主権を放棄しているのであり、事実関係においても歴史的経過においても誤りがある。

また、我が国が主たる地域と位置付けている台湾の人口や国土面積の統計数値などが、何の注釈もなく中国に含まれていることも誤解を招く。

なお、台湾の帰属に関するいわゆる台湾問題について、政府は1972年の「日中共同声明」において、中華人民共和国政府を唯一の合法政府と認め、「一つの中国」の立場を取り、かつ、「台湾の領土的な位置づけに関して独自の認定を行う立場にない」ことを公式見解としているが、我が国の国益から、帰属問題は、中国と台湾が平和的話し合いで解決することが望ましいとしていることは、重要な観点である。

中国と台湾は、近現代においてさまざまな経過をたどって今に至っており、 我が国は現実的な対応を取りながら関係を構築してきている。平成21年に公布 された改正入管法による新たな在留管理制度において、台湾出身者の新しい在 留カードの国籍・地域欄に「台湾」と表示できるようになったこともその一つ のあらわれである。このようなとき、事実や実態と異なる内容の教材が教育現 場において使用されることは、我が国の歴史について正しい知識が得られない ばかりか、我が国にとって今後も重要な隣国である中国・台湾に対する誤った 認識と国際観を抱くことにつながり、国際関係の適切な理解を阻害するもので ある。

よって、国におかれては、教科書発行者に対し、歴史的事実関係と中国及び台湾の実態に即した適切な記述に是正するための必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 平成23年3月16日

衆 議 院 議 表 長 長 臣 臣 臣 臣 臣 臣 臣 官

## 議会議案第7号

尖閣諸島領海侵犯事件の不起訴処分に抗議し、 万全の領域警備を求める意見書

昨年9月に発生した尖閣諸島領海侵犯事件について、那覇地検は1月21日、 中国人船長を不起訴(起訴猶予)処分とした。

重大かつ悪質な事件であるにも関わらず、不起訴処分としたことは、今後、同様の事件が発生した際の前例を残すこととなり、到底この措置に納得できず、厳重に抗議する。

この事件は、我が国の領域警備に対する国民の信頼を大きく損なわせている。 我が国は、四方を海に囲まれ、世界第6位の排他的経済水域を誇っている。 豊かな海と6,852からなる島嶼の安全確保は、我が国にとって死活的に重要 な国益である。

よって、国におかれては、尖閣諸島領海侵犯事件を風化させないためにも、 下記の事項について速やかに実現を図り、領域警備に対する国民の信頼回復に 努めるよう強く要望する。

記

- 1 2月10日に中国人船長に求めた損害賠償について、必ず賠償に応じるよう 粘り強く求め、中国政府に対しても謝罪と賠償を求めること。
- 2 我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にするため、 領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月16日

議 院 長 衆 議 議院議 長 参 内閣総理大臣 総 務 大 臣 大 外 務 臣 国 土 交 通 大 臣 内閣官房長官

あて

#### 議会議案第8号

民主党衆議院選挙マニフェストの早期の撤回・見直しを求める意見書

民主党は、平成21年衆議院選挙で、無駄削減や国の総予算の組み替えを行う ことなどで財源を捻出し、子ども手当や高速道路無料化等の政策を推進してい くことを国民に約束した。そして、そのマニフェストに対する信頼をもって政 権を託された。

しかしながら、今年度予算や来年度予算案を見ても、新規の国債発行額が税収を上回る異常事態となっており、平成23年度末の国と地方の長期債務残高は、892兆円にも及ぶ見通しである。このような中、このまま民主党の主張するマニフェストを推進していくことには限界がある。

特に子ども手当については、多くの地方議会で地方負担反対の声が上がり、 来年度予算案に地方負担を計上しない自治体もあり、地方からも反発の声が広がっている。

そのような中、菅首相は、マニフェストの検証を今年の9月を一つの区切り として行う旨を述べているが、日本経済を破綻させないためにも、一刻も早い マニフェストの撤回・見直しが急務である。

また、菅首相は、社会保障と税の一体改革の与野党協議を呼びかけているが、まずは子ども手当をはじめとするバラマキ政策の撤回・見直しが大前提であることは明白である。国民のマニフェストそのものに対する信頼も揺らいでおり、財源の甘い見通しによりマニフェストの実現が不可能だったことを率直に国民に謝罪すべきである。

よって、国におかれては、マニフェストの撤回・見直しを行う以上、衆議院 を解散して国民に信を問い直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
内閣官房長官